



Authense

「信託型SOの給与課税」と「税制適格SOの新株価算定ルール」とは。

国税庁見解について、
税理士・弁護士の4名による緊急解説！
— セミナーレポート —

(c) Authense LPC. All Rights Reserved.



税理士

トラスティーズ・コンサルティングLLP
井上 慶祐

会計ファームにて税務コンプライアンス業務の他、経営戦略、財務改善、再生支援等の多岐にわたる業務を経験。

その後は非上場企業や不動産オーナー等の資産家の相続、事業承継対策に特化し、金融、不動産までカバーした組織再編や株価対策、相続申告等、全国各地の資産税案件に従事。

また、M&A関連業務を中心とした税務デューデリジェンスやアドバイスも提供している。



公認会計士・税理士

トラスティーズ・コンサルティングLLP
吉永 誠

監査法人では金融事業部に所属し、大手金融機関の財務諸表及び内部統制監査に従事。複合金融商品や証券化商品、貸倒引当金等の金融商品の評価全般に係る監査を経験。バーゼル規制や、米国証券取引所基準の監査にも従事。

金融商品、組織再編を中心とした会計・税務におけるアドバイスや、SOやリストラクテッドストック等の株式報酬についての会計・税務面でのアドバイス、国際会計基準に関するアドバイス等も提供している。



弁護士

Authense法律事務所

平沼 夏樹(第二東京弁護士会所属)

京都大学総合人間学部卒業、立教大学大学院法務研究科修了。

2021年に国会議員政策担当秘書の資格を取得。パブリックアフェアーズ部門の責任者として、ルールメイキングの法的なサポートはもちろん、関係官庁や役所との繋がりを活かし、ミーティングの設定を行うなど、政府へ働きかけにも対応。多岐にわたる法規制への理解だけでなく、ビジネスへの深い理解のもと、依頼者の求めに応じた総合的なリーガルサービスを提供している。



弁護士

Authense法律事務所

西尾 公伸(第二東京弁護士会所属)

中央大学法学部法律学科卒業、大阪市立大学法科大学院修了。

ベンチャーファイナンスを中心とした企業法務に注力。

新たなプラットフォーム型ビジネスの立ち上げ段階からの参画や、資金決済法関連のスキーム構築の実績も有する。ベンチャー企業の成長に必要なフローを網羅し、サービスローンチから資金調達、上場までの流れをトータルにサポートする。



01

信託型SOについて

- ①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。
- ②今回発表された見解で、影響が大きい企業について教えてください。
- ③今回発表された見解で、影響が少ない企業について教えてください。
- ④すでに信託型SOを行使した従業員個人には、どのような影響がありそうでしょうか？
- ⑤信託型SOを開発した側は、事前に国税庁や税務署に課税関係を確認していたと説明しており、国税庁はこれを否定しているとのこと。
このような行き違いを回避するための事前対応策はあったのでしょうか？
- ⑥国税庁では、特定の納税者の個別事情に係る事前照会について、一定の要件に該当しない限り回答を行うとされる「事前照会に対する文書回答手続」があるかと思います。
今回の件では、この手続きを活用することはできるのでしょうか？

①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶ 今回、この信託型のSOの課税の取り扱いが、企業側が今まで認識していたものと国税庁側の認識が異なっていたということが、初めてわかったということが最大のポイントと考えています。
- ▶ 企業側は今までこの信託型のSOに関して、譲渡所得ということで税率20%の課税で済むと思っていた。ところが、国税の方では、給与課税ということで最大55%という認識。この税率差35%というのが大きな衝撃を与えています。
- ▶ 「今まで行使した方、過去のものも含めて給与課税だ」という見解が、大きなショックを各所に与えているという認識です。

<ストックオプションの仕組みについて(P7参照)>

①企業が従業員などに対して、新株予約権を行使価格100円などに設定して付与するという形をとります。

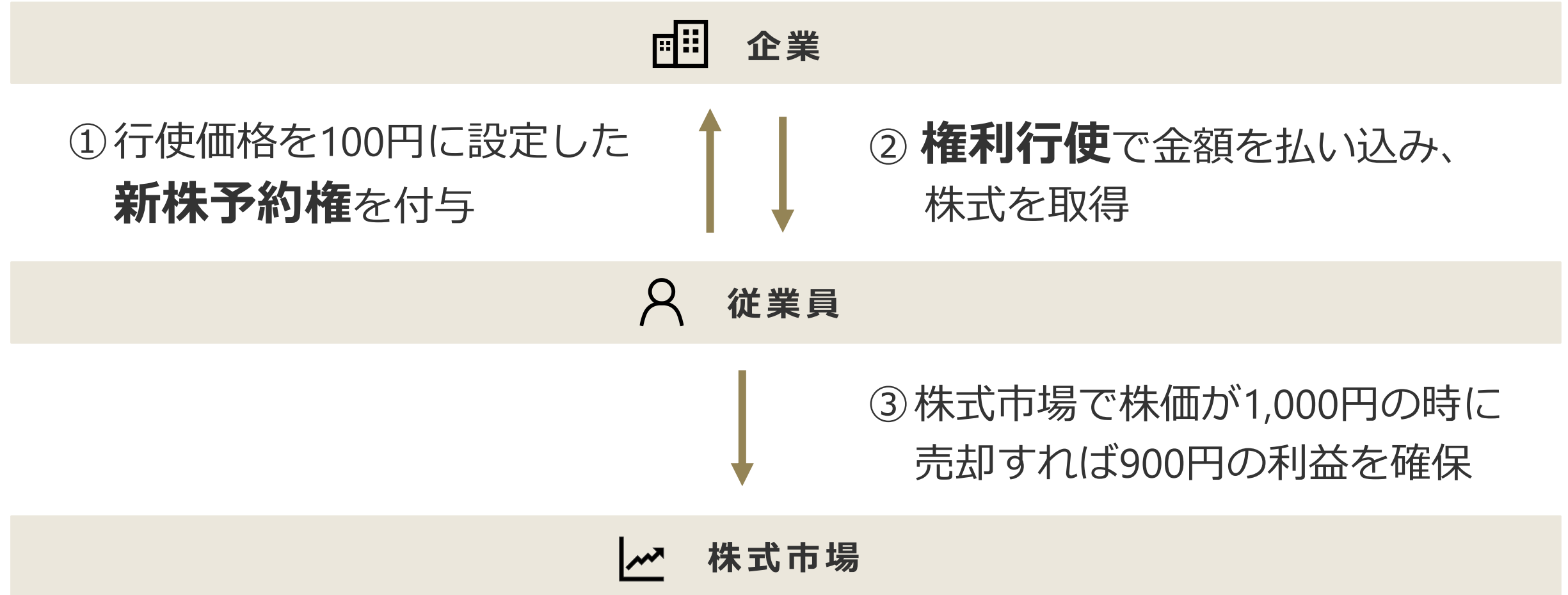
②将来、例えばこの企業が上場するなどして株価が1000円になったときに、この従業員がこの企業から付与されたSOを行使することによってその株式を取得する場合、行使価格が100円ですので、100円の払い込みをします。その時の株価が例えば1000円だとすると、1000円の株式をもらえることとなりますので、差額の900円というのが利益を獲得することができるということです。

非常に魅力的な制度ということで、様々な企業で導入がなされているのが、このSOです。

株価が上がったとしても、この行使価格100円というのは変わりません。企業が成長すればすることほど、従業員のメリットは拡大していくというような特徴があります。

ストックオプションの仕組み

行使価格を100円に設定した新株予約権を付与し、従業員が権利行使した場合の例



①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

<SOの税負担について(P9参照)>

SOにはいくつか種類があります。

▶無償か、有償か

SOを付与する際、企業が従業員にSOを無償で譲渡するのか、有償でお金を従業員に支払ってもらい、SOを譲渡するのかという、権利付与時に金銭の授受があるかという点でわかれます。

▶有償SO

有償SOは、この権利を付与するときに従業員が一部オプション料を支払って、SOを取得するということです。

有償SOの付与時には、従業員側がお金を支払っているくらいですから、課税関係は何も生じません。

その後、従業員が権利行使をして、その株式を取得した段階でも課税は生じません。(厳密にはその際に支払う対価が適正額よりも低い場合には、課税関係が生じます。)

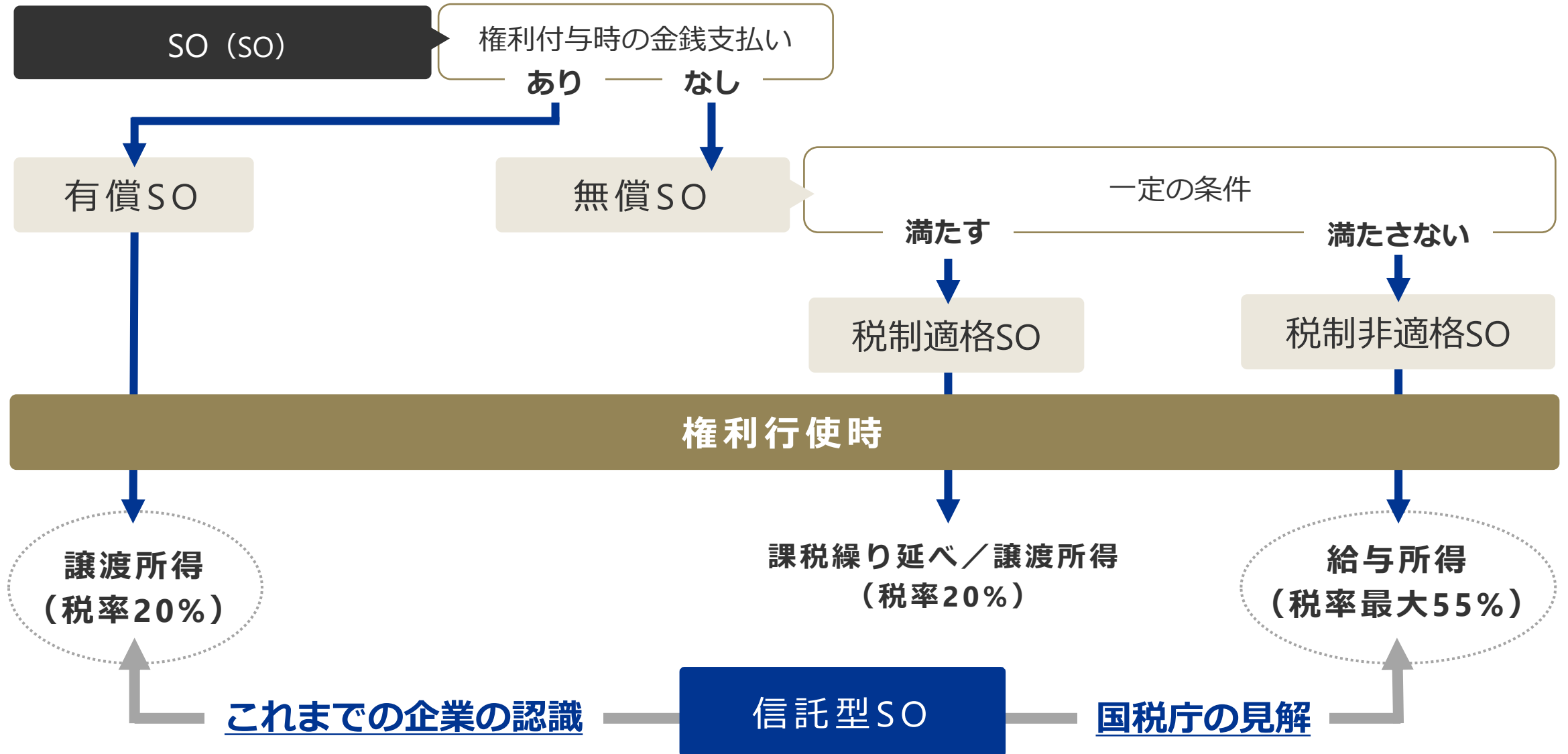
いつ課税関係が発生するかというと、この有償SOの場合にはこの従業員の方が株式を行使して取得して、その後売却したときに、ここで初めて所得を認識するということです。株の譲渡所得になりますので、ここは税率が20%ということになります

①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶無償SO
無償SOの場合、さらに2つに分かれます。税制適格SOと税制の非適格のSOに分離されるということです。
- ▶税制適格SO
税制適格の一定の条件というのは、例えば発行する権利の付与の対象者がいる程度決まっていたり、付与された後にSOを行使する際、付与決議の後から2年を経過した日から行使ができるという行使期間の制限や、年間の行使金額が1200万円を超えない範囲など、その他にも条件がありますが、こういったものを満たしたSOが税制適格SOと呼ばれます。税制適格SOの課税関係については、無償で付与されていますが、このタイミングでは課税関係は生じません。付与された後に、従業員が権利を行使して株式を取得した段階においても、課税関係が生じることはありません。課税のタイミングとしては、先ほどの有償SOと同じく、この株式を譲渡した時に譲渡所得として、20%の課税が発生します。これが無償の税制適格SOです。
- ▶税制非適格のSO
税制非適格のSOは、行使の段階で給与所得の課税が行われます。最大税率55%ということで、これまでの2つに比べるとかなり重い税率になります。
※税制非適格SOについては、1円SOなどがあります。

SOの税負担



①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

<信託型SOについて(P12参照)>

信託型SOの取り扱いについて、専門家をはじめ、導入している企業側は、譲渡所得20%で完結できるという認識でした。しかし、すでに報道にある通り、20%の譲渡所得ではなく、税率最大55%の給与所得が当初からの認識である、という見解が国税庁から公式に発表され、大きな話題となりました。

信託型SOの仕組み(P12参照)についてですが、創業者がこの資金の拠出を信託に拠出をするところから始まります。その後、信託が企業から新株予約権を購入するという流れになります。次に、この企業が、この従業員や役員に対し、貢献度に応じて受益者に指定し、SOを交付するという流れになります。

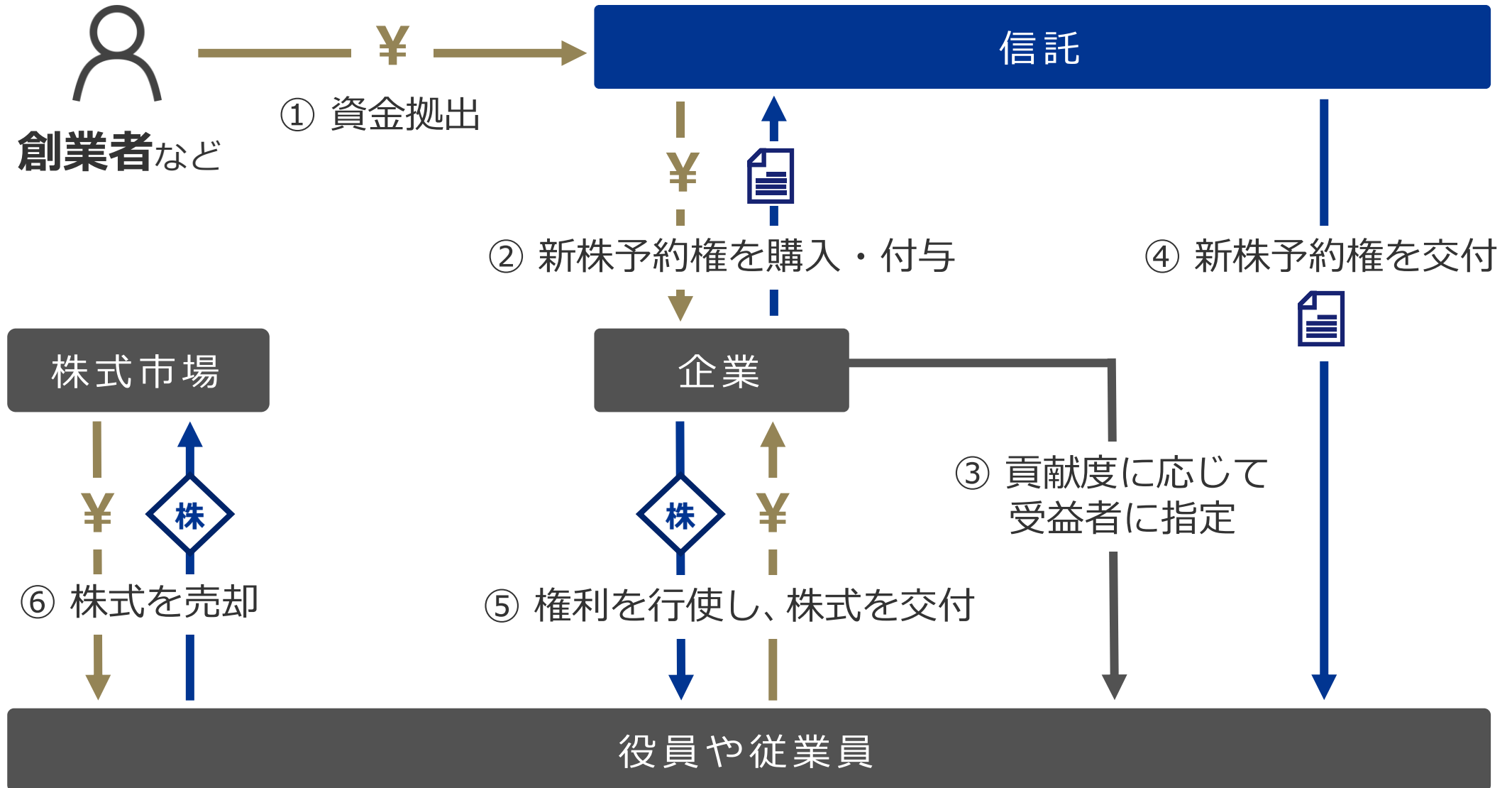
▶有償SOや無償SOなどの様々なSOと、この信託型SOの違い

従来のSOは、発行時に在籍している人にしか割り当てができず、この点をデメリットに感じている企業が多くありました。

入社予定者や、企業への協力者などにSOを渡したいと考えている場合には、SOの評価をして発行するというコストがその都度発生していたり、その当時に在籍している人たちにしかSOを発行できないため、将来的にどれだけ会社に貢献してくれるのかわからない状態で渡す、ということが起きていました。

一方、この信託型というのは 冷凍保存、タイムカプセルのように 一旦信託でプールしておくことができます。在籍している従業員はもちろん、入社予定者なども含めて、実際の貢献度に応じてポイントなどを設定し、そのポイント量に応じてSOを従業員や役員にわたすことができる、というのが大きな特徴です。税制の取扱いについては、20%の譲渡所得という専門家の判断もあり、様々な企業で導入を進めていました。

信託型SOの仕組み



①今回の国税庁の見解発表の概略について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

<企業側、専門家の信託型SOについての見解・認識>

▶信託に対し、資金の拠出を行う際、その時点では受益者が存在していません。税法上は受益者の存在しない法人課税信託という取扱いになっています。つまり、この資金の拠出に関しては、法人税の課税がここで生じている、ということです。

今回の報道などを受け、一度課税されているものを、企業が従業員などに付与した段階で、また給与課税という形になるのは二重課税ではないか、といった論点も出ています。

▶企業信託型のSOに関しては、一度信託で課税されているということもあり、また、信託からSOを適切な時期に従業員が受けるときには、法人税法上の64条における「信託財産は、この信託が持っていた直前の簿価で引き継ぐ」という規定があるため、課税済みのものを引き継いでいるだけであり、それを行使、譲渡する際に初めて譲渡所得の課税、税率が20%が発生するというような認識で、この信託型のストックオプションが導入されていました。

②今回発表された見解で、影響が大きい企業について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶もうすでに上場されていて、行使済みSOのうち、行使済みの金額が大きい企業は、今回の改正でかなり影響が大きいと思います。従業員の方々に関して、譲渡所得で申告も終わっている段階で、新たに給与課税という問題が生じてきます。また、給与課税となると企業側が従業員の方々にSOを行使した段階で、源泉徴収義務が発生するというのが、影響の大きい点です。
- ▶企業の源泉徴収は、所得によって変わりますが、例えば1,000万円ぐらいの所得が発生した場合に、企業側の源泉徴収は、400万円ぐらいのイメージです。もし、2,000万円ぐらいの所得であれば、源泉徴収が870万円ぐらいとなりますので、過去にもう行使をされて終わったにもかかわらず、企業に源泉徴収義務があるということで、これから源泉徴収しなければならない、もしくは源泉徴収の負担をしなければならない、ということは、企業にとって影響が大きいと思われる。
- ▶将来的に再設計が可能なケースもありますので、絶対影響があるとは限らないのですが、ITベンチャー企業などで信託型SOをもとに優秀な人材を確保していくといった戦略を取られている企業のリクルートなどにも影響はあるかなと考えています。
- ▶行使価格よりも時価が大きくなっている急成長企業も、行使すれば多額の課税が起きると考えられるため、今回の見解の影響が大きい企業となる可能性があると考えます。

③今回発表された見解で、影響が少ない企業について教えてください。

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶影響が少ない企業という意味では、質問②の影響が大きい企業の反対ということになるかもしれません。
- ▶信託型SOを導入してはいるが、まだ行使されていない企業については、当然課税が生じるわけではありません。源泉徴収をしなければならないということではありませんので、影響は少ないと思います。
- ▶行使は終わっているが、そのSOの付与の対象者が比較的少なく、個別のケアが可能な企業もあると思います。課税対象となる金額や該当人数などによって、大きな負担となるかどうか、個別に判断されていくことになると思います。
- ▶上場まで時間的な猶予がある企業については、再設計をできる可能性がありますので、そのような意味では影響が少ない企業と考えても良いかもしれません。

④すでに信託型SOを行使した従業員個人には、どのような影響がありそうでしょうか？

解説:税理士 井上 慶祐

▶譲渡所得の税率20%だったものが、給与課税の税率最大55%ということになり、この差である最大35%の追徴課税が行われるというのが、個人側での一番大きな影響です。特に行使されてしまっている方に関しては、この影響が大きいであろうと思います。

▶これから行使を実行予定の方についても、譲渡所得ではなく、総合課税という形になります。税率のバランスを見ながら行使されるかと思いますが、単年度で一気に行使しようと考えていた方については、累進課税の税率55%まで上がっていきますので、単年ではなくて複数年に実行するなどして、税率を20%~30%ぐらいで抑えるというような工夫が必要になるかと思います。

▶実行済みの場合、個人と会社間での精算方法は、非常に悩ましい問題です。退職済みの従業員も含め、過去の行使済みSOのすべてが給与課税という取り扱いとなるため、会社側は本来は当時から源泉徴収が必要であり、現状それが漏れているという話になるため、原則的には個人から徴収しなければならない、ということになると思います。特に退職している元従業員との精算方法については、難しい問題となりそうです。

会社側が肩代わりする方法もありますが、税法上の取り扱いとして、本来従業員が負担するものを会社が負担してしまうため、その分も含めて給与課税というような取り扱いになるのではないかと思います。この精算方法をどのようにするか、というのはかなりセンシティブなところもあるため、慎重に進める必要があると考えています。

⑤信託型SOを開発した側は、事前に国税庁や税務署に課税関係を確認していたと説明しており、国税庁はこれを否定しているとのこと。このような行き違いを回避するための事前対応策はあったのでしょうか？

解説:弁護士 平沼 夏樹

▶本システムや制度を開発した専門家が国税庁と事前にすり合わせを行い、課税制度について問題ないと確認した上で実行したと報道されていますが、ロビイスト的な視点で言えば、そんなことあるのかな、と疑問に感じています。国税庁が言った言わないみたいな話で、間違った虚偽の答弁をするとは考えにくいです。

このような行き違いを避けるためには、担当省庁に対し、検討している制度の内容や考え方について間違いがないか、なるべく、書面等、後に残るような形でのやり取りを試みます。

事後的に検証可能な資料が残ってないというのが、どのように交渉や確認が行われたのか分かりませんが、疑問に感じるどころです。

⑥国税庁では、特定の納税者の個別事情に係る事前照会について、一定の要件に該当しない限り回答を行うとされる「事前照会に対する文書回答手続」があるかと思います。今回の件では、この手続を活用することはできるのでしょうか？

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶開発された方々がどのような手続をされていたのか、報道では一部出ていますが詳細はわかりかねるので、事実の確認は必要かと思います。
- ▶信託型SOの件に限らず、この事前照会に対する文書回答手続については有効だと考えています。複雑な案件や判断が難しいものを事前に照会することにより、税務リスクについて防衛できるという点では非常に有効だと思います。
- ▶ただし、事前照会の文書回答手続に関しては、すぐ回答がもらえるというわけでもなく、基本的に税務署経由で国税局に照会をかけていくのですが、原則、この回答は3ヶ月以内に行われます、という形で表記されています。また、この文書回答という形で書いてありますが、実際の国税局からの回答が文書で来ることは、非常に稀です。よほど模範的な質問でない限り、文書での回答はなされないことが一般的です。基本的には口頭回答になります。もちろん口頭回答でも、提出した文書を精査してからの回答になるので、非常に有効なものです。
- ▶注意点もいくつかあって、却下されることも多々あります。例えば、一般的な取引に関しては、そもそも受け付けされない可能性が高いです。また争いが起こっているものや、いわゆる税務調査中であるもの、こういったものも受け付けてもらえません。申告期限前の照会が対象になりますので、すでに取引が終わり、申告も終わっているという状態での文書回答というのは、そもそも認められません。タイミングなども制限があるので、事前にご確認をいただいたうえで、文書回答手続を進める方がよいと思います。



02

税制適格SOについて

- ⑦経産省からはスタートアップのメリットになるような税制適格SOの修正・改正も発表されたようです。どのような内容なのでしょう？
- ⑧今回の見解発表によって税制適格SO導入時のメリットがどう変わりそうでしょうか？
- ⑨すでに信託SO導入済みの企業税制適格SOへの切り替えを検討すべきなのはどのようなケースでしょうか？
- ⑩税制適格SOへの切り替えが難しいケースもあるのでしょうか？
- ⑪今回のリリースに向けて、各業界団体の折衝が行われたことが推測されます。パブリックアフェアーズ担当の観点から、広い意味でのロビー活動としてどう見えていますか？

⑦経産省からはスタートアップのメリットになるような税制適格SOの修正・改正も発表されたようです。どのような内容なのでしょう？

解説:税理士 井上 慶祐

- ▶今回の税制適格SOに関する発表では、注目すべきポイントが2点あります。1点が、適格SOにかかる付与時の株価算定のルールが明示されたということ、もう1点が、有償SOの税務の取扱いに関して、譲渡所得である、と明確化されたということです。
- ▶従来、適格SOの行使価格は、SOの発行時点での株式価格を参照して評価をします。上場が近かったり、直近にVCからの出資があった場合には、株価がついているため、行使価格もどうしても高くなってしまいます。行使価格が高くなれば、従業員も行使しづらくなったり、メリットが少なくなってしまうというところがありました。
- ▶今回明示された付与時の株価算定のルールでは、財産評価基本通達による評価も可能になりました。財産評価基本通達は、会社の規模に応じて類似業種比準方式や純資産価額方式などを用いて評価を行います。相場の時価よりも低くなるのが一般的であり、その株価をもとに行使価格を決定することができる、すなわち行使価格を小さくすることができるというのが非常に大きなメリットだと思います。
- ▶直近にVCからの出資が入っていた場合に関しては、その優先株式の優先分配額を純資産価額から控除して、純資産を求めることができる、という取り扱いも発表されました。スタートアップでは純資産価額について、VCからの出資を除くと、資産と負債の金額がプラスマイナスゼロ、もしくはマイナスというケースが結構多いと思います。今回の発表によって、その状態で株価を算定することができるので 行使価格1円にできるケースも普通にあると思います。この点も今回、すごくメリットが大きいと思います。

⑧今回の見解発表によって税制適格SO導入時のメリットがどう変わりそうでしょうか？

解説:税理士 井上 慶祐

▶これからは、この税制適格SOの取扱い件数は多くなると思います。行使価格が低く抑えられるので、実際に行使した時に得られるメリットが増えます。

▶適格SOの要件に、行使価格が年間1200万円という条件がついています。これまでは、1,200万円を超えてしまい適格SOにできないというケースも多くあったと思いますが、行使価格を低く抑えられることにより、その条件に抵触しない、この要件に当てはめやすい形になると思います。譲渡所得20%という税率のメリットも受けながら この適格SOを導入することができるので、今後件数は増えていくでしょう。

⑨すでに信託SO導入済みの企業が、税制適格SOへの切り替えを検討すべきなのはどのようなケースでしょうか？

解説:税理士 井上 慶祐

▶ 切り替えが可能かの判断については、まずは税制適格SOの下記要件を満たせるかどうかの確認が必要です。

- ・年間の行使価格が1200万円を超えないラインで収まりそうである

- ・行使期間について、付与決議の日から2年経過した日から初めて行使が可能となるため、生じてしまう2年間の待機期間を受け入れられるかどうか

その他、付与者の要件についても、限定されています。このような条件を満たせる場合には、切り替えを検討すべきかと思います。

▶未上場の会社限定ではありますが、行使価格の新株価の算定ルールが新たにできるので、この新しい算定ルールで評価した場合、株価を低く算定できるケースも多くあるかと思います。行使価格を低く抑えられて適格SOにしやすいので、切り替えを検討されてもいいと思います。

▶その他、付与者が比較的少ない場合、切り替えに伴う事務手続きが容易そうであれば、このような会社も切り替えを検討してもいいと思います。

⑩税制適格SOへの切り替えが難しいケースもあるのでしょうか？

解説:公認会計士・税理士 吉永 誠

▶すでに上場してしまっている場合には、切り替えが難しいと思います。

切り替えにも2種類あり、リサイクルのケースと新しく適格SOを発行するケースの2つがあります。今回、国税庁から発表があった通り、信託からまだ個人に対して交付がされていなければ 交付のタイミングで適格要件を満たせば適格でよい、とされる見込みです。当初の信託SOのSOの行使価格が、新しい株価算定ルールで算定した税務上の価格を上回っている場合には、適格SOにリサイクルができるようになります。

しかし、上場している企業は、そもそもこの株価算定ルールが使えません。また、適格SOは行使までに2年待機しなければならないというがあるので、従業員が2年待ってくれるかという問題もあります。

▶信託型SOであれば、外部協力者にも付与できるというメリットがありました。今は、外部のフリーランスに業務を依頼することも増えているので、そうした方にインセンティブとして信託型SOの付与を計画している会社もあると思います。

今のところ、適格SOは従業員や役員、高度専門人材という非常に限られた人にしか交付できない形になっているので、外部人材への付与を検討されている会社は切り替えが難しいかもしれません。

▶新しく適格SOを出しなおす際にも注意が必要です。税務上は低い行使価格を設定できるメリットがありますが、会計上では、種類株などを発行してVCから資本が入っていると、その価格に影響されますので、税務上の低い株価を行使価格として使ってしまうと、会計上の価格との乖離分について、株式報酬費用の追加分として認識するよう要求される可能性が高いと考えます。特に監査が入っている会社は、その可能性が高いです。簡単に低い行使価格を実現できない可能性があるため、結局 VCが入った価格と同じような行使価格を設定せざるを得ない、というケースも考えられます。

⑪今回のリリースに向けて、各業界団体の折衝が行われたことが推測されます。パブリックアフェアーズ担当の観点から、広い意味でのロビー活動としてどう見えていますか？

解説:弁護士 平沼 夏樹

- ▶ロビー活動で考えると、既存のグレーゾーン解消制度などがありますが、その制度を正面からただ利用するだけではなく、担当省庁等とのコミュニケーションに、ロビイストが積極的に介入し、適切な回答に誘導するなどのサポートが重要になると思います。
- ▶先日、スタートアップ育成5カ年計画が発表され、続いて、中間措置、提言が出されています。この委員会でSOについても議論されていますので、そこにアクセスをして、制度について確認をしたり、要望を伝えたり、質問をしていくという活動が非常に価値があり、大切だと考えています。
- ▶政策を実現することに関与するというのは、ただ「どうでしょうか」というふうに聞くだけではなく、「これはこうあるべきだ」という民間からの声を理解していただく、届けていくというのが重要だと思います。

本資料につきまして

- 本資料は、6月16日に行われたセミナーの内容を要約した資料です。6月16日時点の情報をもとに解説を行っています。
- 本資料およびセミナーの解説については、各個人の見解となります。
- 本資料の貴社外での共有、無断転載、商業目的でのご利用は固くお断りいたします。

事務所概要

名称	弁護士法人 Authense法律事務所
設立	2005年（平成17年）1月15日
代表	CEO 元榮 太一郎（もとえ たいちろう）第二東京弁護士会所属
オフィス	六本木オフィス 〒107-6222 東京都港区赤坂9丁目7-1 ミッドタウン・タワー22階 TEL：03-4590-9000（代表） 東京 / 新宿 / 北千住 / 横浜 / 千葉 / 大阪
弁護士・所員数	220名（弁護士65名、パラリーガル93名、コーポレートスタッフ（※）62名）（2023年5月） ※コーポレートスタッフ：経営企画、事業企画、営業、マーケティング、システム、経理、人事など
関連法人	Authense税理士法人、Authense弁理士法人、Authense社会保険労務士法人 Authense Consulting株式会社、Authense Holdings株式会社、株式会社ユニバーサルスポーツジャパン
取扱分野	ベンチャー・スタートアップ企業、上場企業を中心とした企業法務 離婚・遺産相続・交通事故などの個人法務、刑事事件

多方面にわたるビジネスの課題をワンストップでご支援
オンリーワンの総合コンサルティンググループ



Authense税理士法人
代表 / **安彦 潤也**



Authense弁理士法人
代表 / **五味 和泰**



Authense社会保険労務士
代表 / **桐生 由紀**



AuthenseConsulting株式会社
代表 / **元榮 太一郎**

法律面ではAuthense法律事務所、会計面はAuthense税理士法人、知的財産の活用はAuthense弁理士法人、人事労務面はAuthense社労士法人、企業経営のコンサルティングはAuthense Consulting株式会社で対応します。あらゆる領域をグループ内でカバーし、一気通貫でサポートすることが可能となります。同一グループ内で有機的に連携できるからこそ生み出せる相乗効果を活かし、経営者の皆さまが正しい決断をよりスピーディーに行えるよう、多方面にわたる法律問題の解決をワンストップでご支援いたします。

The best solutions for all clients

すべての依頼者に最良のサービスを

御社のビジネスニーズをヒアリングさせて頂き、適正なプランをご提案させて頂きます
お気軽にお問い合わせください

Authense 法律事務所 / Authense.LPC

インサイドセールスチーム / Inside sales Team

〒107-6222 東京都港区赤坂9丁目7番1 ミッドタウン・タワー22階

[TEL] 03-4590-9000 (代表) [FAX] 03-6804-3820 (代表)